

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県長崎市小江原四丁目40番3号

再複写無効

優良

氏名 有限会社大周環境運輸 取締役 平野 周二郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 法道



許可の年月日 平成29年 7月17日

許可の有効年月日 平成36年 7月16日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（pH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

汚泥（特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上5種類（下記2のとおり積替え・保管行為を含む。）

（裏面につづく）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	長崎県西彼杵郡長与町平木場郷字館ノ前512番		
特別管理産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高
廃油	0.18 m ²	0.16 m ³	容器を用いて 屋内保管
廃酸	0.18 m ²	0.16 m ³	
廃アルカリ	0.18 m ²	0.16 m ³	
感染性産業廃棄物	4.42 m ²	9.00 m ³	
汚泥	0.18 m ²	0.16 m ³	

3. 許可の条件

再複写無効

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年 7月17日 特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可
平成15年 7月29日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成19年 7月17日 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成24年 7月17日 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成25年 8月19日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無